

大田市健康アプリ導入・運用保守業務委託に関する仕様書

この仕様書は、大田市（以下「発注者」という）と受託者の間で締結する「大田市健康アプリ導入・運用保守業務委託」（以下「本業務」という）の概要を示すものであり、本業務に係る軽微な事項は、本書の記載のない事項であっても、本業務遂行上必要と認められるものについては、契約の範囲内で実施するものとする。

1. 業務概要

- (1) 業務名 大田市健康アプリ導入・運用保守業務
- (2) 業務概要 市民の運動量の見える化等を通して、健康行動の継続を促し、健康情報の発信の強化・充実を図るため、健康アプリを導入し、市民の健康寿命の延伸を図る。
- (3) 対象 18歳以上の大田市民または市内在勤者
- (4) 契約期間等 契約締結日から令和9年3月31日
【初期構築作業】 契約締結日から令和8年8月31日まで
【アプリ提供】 初期構築完了から令和11年3月31日まで

ただし、業務内容のうち令和9年度、10年度に予定している業務については、今年度選定した業者を契約協議の第1候補者とする。令和9年度、10年度において予算が成立しない場合はこの限りではない。

- (5) 委託料
 - ア 初期費用
システム導入にあたり構築費用（初期費用）が必要な場合は提案書に明記すること。
 - イ 利用料
本システムの運用・保守費用を含む利用料金の月額費用を記載すること。ただし、利用料金の支払いについては、本格稼働後から開始するものとする。

2. 業務内容

- (1) アプリ要件
 - 原則既存の製品をベースとして構築するものとし、以下の条件を満たすものとする。
 - ア Android、iOS のアプリを提供する正規のストアに登録し、利用者が無料でアプリをダウンロードできること。
 - イ 歩数計測機能は、本アプリ単体で完結し、利用者が別途サードパーティ製のアプリ（例：Google Fit など）をインストールする必要がないこと。
 - ウ 5年間以上の安定した稼働実績があること。
 - エ 月1回程度バージョンアップ（機能改善、バグ対応等）が行われており、常に最新のシステムが利用できること。提案にあっては、より良い運用のための工夫が分かるよう直近1年間のアプリアップデート回数等の実績を示すこと。
- (2) 機能要件等
別紙「機能要件一覧」のとおり。

- (3) 健康ポイントの付与及び電子ポイント等の交換等の調達や送付
利用者が、歩数・検（健）診の受診・各種健康イベント参加・地域活動への参加などに応じたポイント付与機能を搭載し、発注者が指定した期日までアプリを使用し、取得したポイントに応じて、景品等を利用者へ送付できるものとする。なお、景品等の内容及び提供方法とその時期については、発注者に提案するものとする。ただし、景品等は原則デジタル完結型とすること。
- (4) 利用者拡大、継続利用への対応
- ア アプリの周知
無関心層へのアプリの効果的な広報手法等について発注者へ提案を行い、承認を得たものに関し実施すること。
 - イ 事業周知チラシ・ポスターのデザインデータ作成
チラシ： サイズ A4 両面 フルカラー
ポスター： サイズ A1 片面 フルカラー
 - ウ 操作説明会
操作に不安を感じる方への対面講座を 4 回程度実施すること。また事業者向け説明会も 2 回程度実施を想定すること。なお、実施箇所は市と協議のうえ、まちづくりセンター等の公共施設を活用できる。
 - エ 継続支援
利用者が社会参加や健康習慣を維持していくために、アプリ内で継続を促す理論（ナッジ等）が用いられていること。また、利用者の継続意欲を高めるアプリ内でのイベント等を実施すること。
- (5) 効果検証
アプリの登録者数及び利用継続率、利用状況、健康データを分析し、事業の効果測定や改善を行うこと。
- (6) システム構成・セキュリティ要件
アプリのシステム構成はデータセンターにサーバ等を設置し、ネットワーク経由で利用するクラウド型とする。サーバ機器等の具体的な構成については、本仕様において求める要件を満たすように構成するものとし、発注者と協議のうえ設計を行うこと。
- ア サーバ等システム運用に係る機器は、ISO27001 を取得もしくは同等のレベルを担保しているインターネットデータセンター等施設に設置すること。なお、データセンターおよびサーバ等の機器は一体的な管理を行うこと。
 - イ システム運用時間は、原則 24 時間 365 日とすること。ただし、実際の運用時間に関しては発注者と受注者が協議の上決定する。
 - ウ システムのバージョンアップや機能の追加等に対応できる拡張性を持たせること。
 - エ サーバダウン等のトラブルが発生した場合でも速やかにサービス復旧の措置を講じること。
 - オ 構築に当たっては十分なセキュリティ対策を講じること。
 - カ ネットワーク通信は、SSL 適用等を使用すること。
- (7) 運用・保守体制
- ア 運用期間
本アプリは、3 年間の利用を前提としており、利用中の運用・保守において発生する障害や問題に対して、責任を持って解決できる体制であること。
 - イ 問い合わせ窓口
職員及び利用者による操作に関する問い合わせ等に対応する窓口を設けること。
電話での問合せ：平日の午前 10 時から午後 5 時まで

アプリ内での問合せ：常時

- ウ 緊急時の対応
問合せ対応の時間帯以外においても対応できる障害等緊急時の連絡窓口を設置すること。
- エ 保守体制
通常及び緊急時の連絡先及び連絡方法を提示すること。
- オ 障害対応
障害時の連絡体制や対応マニュアルを整備し、障害発生時には速やかに発注者に対し報告するとともに、障害解消後に、発生時からの対応状況をまとめた報告書を発注者へ提出すること。
- カ アプリストアレビュー対応
アプリストア（App Store、Google Play ストア）に投稿されるレビューを定期的に確認し、適切な対応を行う体制を整備すること。

(8) 成果物

受注者は、本業務の趣旨に基づき、次のとおり成果物を作成し、発注者へ提出すること。なお、提出形式等は別途協議の上決定するものとする。

- ア アプリ操作マニュアル等
- イ 管理画面運用マニュアル等
- ウ 実施結果データおよび分析等報告書
- エ 事業周知チラシ・ポスターデザインデータ作成
- オ その他、アプリ運用に必要な資料

3. 機密保護・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を発注者の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (2) 本業務の遂行のために発注者が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務終了までに発注者に返却すること。
- (3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

4. 再委託の禁止

- (1) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、発注者の承諾を得て、本業務の一部を第三者に委託したときは、本仕様書に定める事項を第三者に遵守させなければならない。

5. 委託期間終了後の対応

終了時のデータ取扱いについては、発注者の指示に従うものとする。

6. 委託料の支払い

事業終了後、請求に基づき委託料を支払うものとする。

7. その他

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項（仕様変更、機能追加等）で協議の必要がある場合は、発注者と協議を行うこと。